

3 甲は、30 日前までに書面によって乙に申し出ることによりこの契約を解除することができる。

(広告掲載料の返還)

第9条 甲は、契約を解除したときは、解除日の属する月の翌月以降の月分に相当する広告掲載料を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第7号を理由として甲が契約を解除したときは、解除日の翌日以降の広告掲載料相当額を返還する。

3 甲は、前条第2項の規定により契約を解除されたときは、解除日の属する月の翌月以降の月分に相当する広告掲載料を返還する。

4 甲は、OCOA ホームページの運営を一時停止したときは、当該日数分に相当する広告掲載料を乙に返還する。ただし停止日数が7日未満の場合又は天災、事変その他の非常事態が発生したことによる停止の場合は、返還しない。

5 第2項又は前項の場合において、日割りによって返還する金額は、当該月の日数による日割り計算とし、円未満の端数は切り捨てる。

6 返還する広告掲載料には、利息は付さない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、書面により 甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後においても、同様とする。

(費用負担)

第12条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力の排除について)

第13条 1) 甲および乙は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したときは、何ら催告を要せず即時本契約を解除することができる。

①暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)の構成員であること。

②反社会的勢力、またはそれらの構成員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

③相手方に対して暴力行為、脅迫行為を行うこと。

④偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。

⑤自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が、前四号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。

⑥親会社、子会社(いずれも会社法の定義による、以下同じ。)または基本契約等の履行のために再委託する第三者が前5号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。

2) 甲および乙は、前項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。

3) 甲および乙は、相手方が本条第1項各号に違背することにより損害を被ったときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に係る訴訟の提起については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、要綱等の規定によるものとし、定めのない事項については、その都度甲乙協議してこれを定める。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 ___年 ___月 ___日

甲 住所：大阪府大阪市北区天神橋 6-5-7

氏名：一般社団法人 大阪臨床整形外科医会
会長 藤本 啓治



乙 住所：

氏名：

Ⓜ